

岡山大学留学生相談室へハラスメントとして 持ち込まれた事案に関する実証的研究

岡 益巳

1. はじめに

岡山大学におけるハラスメントに関する取り組みは、1999年5月22日に「岡山大学セクシュアル・ハラスメント防止規定」が制定されたことにより、その第一歩を踏み出した。2004年4月1日にはアカデミック・ハラスメントを加えて、すべてのハラスメントを防止する体制が整えられ、2008年9月27日に至って、従来のセクシュアル・ハラスメント防止規定は「国立大学法人岡山大学におけるハラスメントの防止等に関する規定」に名称が変更され、内容が整備された。さらに、2009年4月1日には、ハラスメント防止委員会の委員に弁護士及び元岡山家庭裁判所首席調査官といった外部の専門家が招聘され、防止委員会の体制が強化された。同時に、ハラスメント防止対策室が設置され、各部局選出のハラスメント相談員に加えて専任のハラスメント相談員を配置する運びとなった。当初、ハラスメント防止対策室は3年の時限立法でスタートしたが、その果たす役割の重要性が認められ、今日に至るまで存続している。

本稿では、1999年秋から2016年3月にかけて岡山大学に在籍していた留学生が直面したハラスメント事案に着目し、その概要について述べてみたい。ただし、該当する留学生のプライバシーに配慮し、個別事例の詳細に関する記述は避け、全般的な傾向に重点を置いて紹介することにする。留学生相談室へハラスメントとして訴えのあった事案の中には、ハラスメントとは言えないものも含まれていたが、本稿ではこうした事案も含めて検証したい。

2. ハラスメントの定義

岡山大学ハラスメント防止委員会によると⁽¹⁾、従来の規定ではハラスメントを「セクシュアル・ハラスメント」、「ジェンダー・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「その他のハラスメント」の5つの類型に分類していたが、2015年4月に「セクシュアル・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」、「その他のハラスメント」の3類型に再構成した。

現行の防止規定の第2条では、ハラスメントとは次の各号に該当するものと定められている。

- 1) セクシュアル・ハラスメント 他人を不快にさせる性的な言動又は性別による差

別的言動

- 2) アカデミック・ハラスメント 職務上、教育上若しくは研究上の地位又は人間関係などの優位性を背景にして行われる、職務、教育又は研究の適切は範囲を超える言動であって、次のいずれかの結果をもたらすもの（前号にあたるものを除く。）
 - イ 他人に精神的又は身体的苦痛を与えること。
 - ロ 他人の職場環境、教育環境、又は研究環境を悪化させること。
- 3) その他のハラスメント 飲酒の強要、暴行、喫煙にまつわる不法行為又は誹謗、中傷若しくは風評の流布等により、他人の人権を侵害したり、他人を不快にさせる言動（前2号にあたるものを除く。）

3. ハラスメントとの関わりと本研究の目的

3.1 ハラスメント関連業務との関わり

旧国際センター（現グローバル・パートナーズ）の留学生指導担当教員であった筆者と学内のハラスメント関連業務との関りは次のとおりである⁽²⁾。

- 1) セクシュアル・ハラスメント等相談員／ハラスメント相談員
2002年4月～2010年3月
- 2) セクシュアル・ハラスメント等防止委員会委員／ハラスメント防止委員会委員
2005年4月～2014年3月
- 3) ハラスメント防止対策室兼担教員 2009年4月～2014年3月
- 4) その他
セクハラホームページWG委員 2005年4月～2006年3月
ハラスメント防止対策室設置WG委員 2008年10月～2009年3月

3.2 本研究の目的

横田・白土（2004）は、日本で留学生を送る留学生が直面する問題を6つの領域に分けて論じ、第一番目に取り上げた「専門分野の教育・研究に関する領域」においては、「入学制度、学力審査の方法、教育制度の相違、母国の教育内容との接続、教育指導の適切性、教育内容のレベルと帰国後の有用性、学位授与制度などに関して種々のトラブルが生じている。たとえば、教員と留学生とのコミュニケーションギャップ、留学生が学習したい内容と教育指導とのミスマッチ、学部変更、進路の悩み、学業挫折となって現れる。（p.52）」と指摘している。留学生のハラスメント事案は、この領域において顕著であり、いわゆるアカデミック・ハラスメントが多発する。しかし、これ以外にも「生活環境への適応に関する領域」、「青年期の発達課題に関する領域」、「交流に関する領域」などにおいても発生し、留学生同士のケンカ、日本人学生や学

外者とのトラブルとして留学生相談室へ持ち込まれる。

本稿では、どのようなタイプのハラスメントがどのような現れ方をしたかを岡山大学のハラスメントの定義に沿って整理・分類し、ハラスメントの実態を明らかにしたい。本稿の分析結果が留学生を受け入れる教員のみならず、事務職員や学外の留学生支援団体等の関係者諸氏にとって、留学生問題を考えるうえで少しでも役立てば幸いである。

なお、岡山大学に在籍する留学生のハラスメントの問題をテーマとして取り上げた先行研究は存在しないが、岡（2012）、岡（2014ab）、岡（2016）及びJAISE 留学生相談指導事例集編集委員会（2013）において断片的にハラスメント事例を取り上げている。

4. ハラスメント事案

4.1 発生件数

1999年11月～2016年3月までの期間に、ハラスメントとして留学生相談室に持ち込まれた事案は、合計114件であった。この114件は、留学生本人或いは事務職員等を通じて訴えのあった事案であり、特に指導教員を加害者とするアカハラの訴えの中には、必ずしも留学生の言い分が正当であるとは判断できないものも含まれる。指導教員とのコミュニケーション不足が原因で、ハラスメントを受けていると訴えるケースは比較的多い。筆者は、これら114件の事案に対して延べ1,235回の対応を行った。

表1 ハラスメントの種類

類型	件数	延べ対応回数
①セクハラ	22	195
②セクハラ+アカハラ	1	62
③アカハラ	73	762
④その他	18	216
合計	114	1235

114件の事案のうち、セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」と略称）とアカデミック・ハラスメント（以下「アカハラ」と略称）の双方が認められた事案が1件存在するため、事案の延べ数は、1)セクハラ23件、2)アカハラ74件、3)その他18件の合計115件であった。それでは、ハラスメントとして留学生相談室に訴えのあったこれらの事案に関して、類型別にその詳細を検討してみることにする。

4.2. セクハラ事案

セクハラ事案 23 件（表 1 の①+②）のうち、身体に触れる、性的な内容に言及するなどの性的な言動が 17 件、異性による付きまとい行為が 6 件であった。これらの 23 件の事案に、延べ 257 回の対応を行った。

被害者に注目してみると、23 件のうち、女性が 20 件、男性が 3 件であり、留学生 17 件、留学生と日本人の双方 1 件、日本人 5 件であった。被害者が 1 人である事案が 20 件、被害者が複数存在する事案が 3 件発生した。

留学生の被害者 18 人（18 件）に着目してみよう。性別では女性 15 人、男性 3 人である。出身地域別にみると、東アジア 7 人、中東 3 人、東南アジア、欧州、北米が各 2 人、アフリカと中南米が各 1 人である。年齢別にみると、20 歳代が 12 人、30 歳代前半が 5 人、30 歳代後半が 1 人であり、平均年齢は 28.2 歳である。在籍身分は、大学院正規生 8 人（修士課程 5 人、博士課程 3 人）⁽³⁾、研究生 3 人、日本語研修生 3 人、学部正規生 2 人、学部交換留学生 2 人である。専攻分野別では、文系 11 人、理系 6 人、生命系 1 人である。

表 2 セクハラ23事例の被害者と加害者

No.	被害者	加害者	対応回数
1	留学生	外国人研究員	4
2	日本人学生・事務職員2人・学外者	留学生	7
3	留学生	学外者	7
4	留学生	留学生	2
5	日本人学生	留学生	3
6	留学生	留学生	2
7	留学生・日本人学生3人	留学生	33
8	留学生	学外者	6
9	留学生	留学生	3
10	留学生	日本人学生	5
11	日本人学生（多数）	留学生	4
12	留学生	学外者	18
13	留学生	留学生	18
14	留学生	留学生	53
15	留学生	指導教員	62
16	留学生	学外者	4
17	留学生	教員	2

18	留学生	学外者	4
19	日本人学生	留学生	6
20	留学生	学外者	4
21	留学生	留学生	5
22	教員	留学生	2
23	留学生	学外者	3

次に、加害者として訴えられた者 23 人（23 件）に注目してみよう。その内訳は、留学生 12 人、日本人教員 2 人、外国人研究員 1 人、日本人学生 1 人、学外者 7 人である。学外者の内訳は、会社員 3 人、地方公務員 1 人、無職の自称留学生支援者 1 人、他大学教員 1 人、他大学留学生 1 人である。

男性が被害者となった 3 件は、研究室スタッフから性的な質問やからかいが繰り返される、研究室のパソコンでわいせつ画像を見る男子留学生がいて我慢できない、異性に付きまといわれて困っている、という内容であった。

10 回以上対応した 5 件に関する結果の概略は次のとおりである。

No.7：加害者の留学生は大学の正式な処分結果が出る前に退学して帰国した。

No.12：会社員（加害者）及び社長が留学生相談室を訪れ、留学生に謝罪した。

No.13：加害者の留学生は所属部局長から厳重注意処分を受けた。

No.14：被害者が加害者の処分を望まなかったため、聞き取り調査に終始した。

No.15：指導教員は処分を受け、被害者の留学生は研究室を移動した。

セクハラ事案については、概ね相談に訪れた者の要望通りに解決することができた。

4.3 アカハラ事案

4.3.1 アカハラ事案(1)：相談のあった 74 件全体の概要

留学生からアカハラ被害の相談があった事案は延べ 74 件（表 1 の②+③）である。これらの 74 件の事案に、延べ 824 回対応した。

74 件のうち 37 件は明らかに留学生側の訴えに理があり、問題解決に向けて適宜学内の関係部署、すなわち、当該留学生の所属部局、保健管理センター、学生相談室、ハラスメント防止対策室、国際課（旧留学生課、現グローバル・パートナーズ事務局）などと連携協力して対処した。この結果、37 件中 30 件は留学生の要望に沿う形で決着した。

また、74 件のうち 25 件は、留学生が相談に訪れたことを指導教員や学部長などの所属部局関係者には絶対に知られたくないと希望したため、訴えのあった内容について事実確認ができなかった事案、或いは留学生と相手側にコミュニケーションギャッ

プの問題があり、必ずしもアカハラとは言えないと判断された事案である。単なるコミュニケーション不足に起因すると思われるトラブルが 16 件存在した。このため、留学生の要望に沿う形で解決できたのは 25 件中 7 件に過ぎない。

残りの 12 件は、明らかに留学生の訴えに理がなく、自らの学力・学習意欲・生活態度に問題があることを棚に上げ、指導教員を非難する事案が目につく。これらの 12 件の中で、1 件のみが指導教員の温情により留学生の希望する形で決着した。

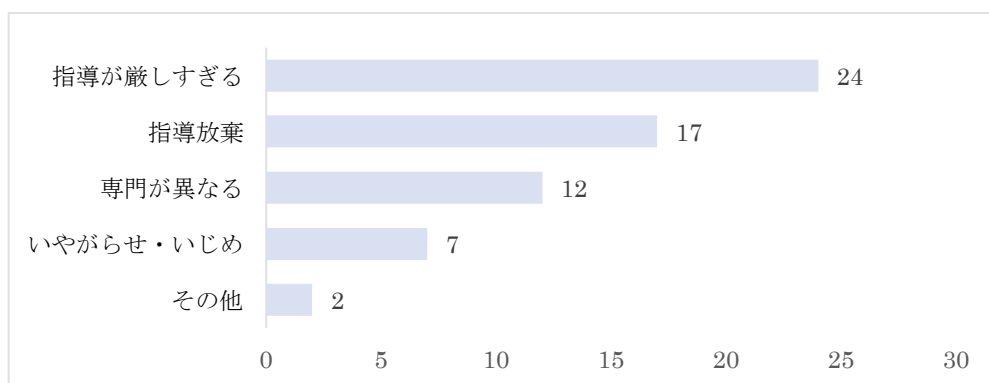
74 件の事例において、アカハラの加害者とされたのは、指導教員が圧倒的に多くて 62 件を占め⁽⁴⁾、次いで准教授、実験担当助教などの研究室スタッフ 7 件、教科担当教員 2 件、研究室の先輩日本人大学院生 2 件である。残りの 1 件は、教授と准教授の不仲が原因で研究室内の環境が劣悪である、という訴えであった。

表3 アカハラ相談の件数

内容	件数：全体	件数：指導教員が加害者
アカハラに該当する	37	28
どちらともいえない	25	23
アカハラに該当しない	12	11
合計	74	62

注) 指導教員の数値には元指導教員1件を含む。

次に、指導教員がアカハラの加害者とされた 62 件について、もう少し詳しく見てみたい。「指導が厳しすぎる(そのため、人間関係が悪い、研究室を移りたい)」24 件、逆に、指導教員が多忙などを理由に指導してくれない「指導放棄」17 件、「指導教員の専門領域と自分の研究テーマが異なる、(そのため、研究室を移りたい)」12 件、指導教員から「いやがらせ・いじめ」7 件、「その他」2 件であった。「指導教員の専門領域と自分の研究テーマが異なる」という訴えのあった 12 件のうちの 10 件は、留学生側にも問題があった。すなわち、日本へ留学することが最優先であり、前もって指導教員の専門領域・研究手法を吟味することなしに、取り敢えず受け入れてもらう、という姿勢が見られた。「いやがらせ・いじめ」の内容は、ゼミ生の前で「バカ、アホ」を連発する、「レベルの低い大学を出た」、「貧乏だから来なくてもよい」などと侮辱する、「税金の無駄だ」と授業料免除申請書に捺印してくれない、夏休みに 1 週間帰国することを許可しないなど、様々である。



注) 訴えのあった件数であり、アカハラに該当しないものも含む。

図1 指導教員によるアカハラ (N=62)

4.3.2 アカハラ事案(2) : アカハラに該当する37件

37事例の被害者は全員留学生である。加害者は、①指導教員28件、②准教授以下の研究室スタッフ3件、③研究室の異なる副指導教員2件、④元指導教員1件、⑤教科担当教員1件、及び⑥同じ研究室の先輩日本人大学院生2件である⁽⁵⁾。被害を訴えた留学生の内訳は次のとおりである。

(1)性別

男性16人、女性21人

(2)年齢

20歳代23人(前半9人、後半14人)、30歳代13人(前半8人、後半5人)、40歳代1人、平均年齢28.8歳

(3)専攻分野

文系16人、理系11人、生命系10人

(4)在籍身分

大学院レベル32人(修士課程13人、博士課程12人、研究生5人、日本語研修生2人)、学部レベル5人(学部正規生2人、交換留学生3人)

(5)出身地域

東アジア19人、東南アジアとアフリカ各5人、中南米3人、中東2人、欧州、北米、オセアニア各1人

(6)経費別身分

国費13人

私費24人(うち外国政府派遣3人、自費21人)

(7)相談言語

日本語23人、英語14人

(8)対応回数

10 回未満 27 人、10 回以上 10 人、平均対応回数 9.6 回

10 回以上対応した 10 件について、表 4 にその概要を示す。10 件全てにおいて指導教員（元指導教員 1 件を含む）が関係している。6 件については、指導教員の変更がなされ、残りの 4 件についても被害を訴えた留学生が満足する結果が得られた。

表 4 10回以上対応したアカハラ事案

No.	加害者	内容	対応結果	対応
1	指導教員	指導放棄（+セクハラ）	大学による処分と指導教員の変更	62
2	指導教員	人格否定発言の繰り返し	卒業まで部局長自身が親身に対応	32
3	指導教員	指導放棄と人格否定発言	部局長による厳重注意と指導教員の変更	27
4	元指導教員	学位審査へのいやがらせ	部局長による厳重注意	21
5	指導教員	指導放棄	部局長による厳重注意と指導教員の変更	20
6	指導教員	指導放棄	部局長による厳重注意と指導教員の変更	19
7	指導教員+准教授	研究手法の違い	部局長による厳重注意と指導教員の変更	18
8	指導教員	専門領域の違い	部局長による指導教員の変更	15
9	指導教員	不適切な学位論文指導	部局長による厳重注意	14
10	指導教員	研究手法をめぐるトラブル	部局長による実質的な指導教員の配置	11

4.3.3 アカハラ事案(3)：どちらとも言えない 25 件

すでに述べたとおり、アカハラ相談に訪れたことを指導教員や学部長などに絶対に知られたくないと希望する者が多く、留学生の主張が正しいかどうか確認するすべのない事案が多々あった。25 件の面談において、指導教員等の相手側とのコミュニケーション不足が原因と判断される事案が 16 件存在した。筆者が相手側と接触することを望まない事案にあっては、留学生自身が相手側と十分コミュニケーションをとるように、とアドバイスするしかなかった。このため、留学生の要望通りに解決した事案は 7 件に過ぎない。

相談に訪れた 25 人の留学生の内訳をおおざっぱに紹介すると、次のとおりである。性別は男性 12 人、女性 13 人。年齢は 20 歳代 19 人、30 歳代 5 人、不詳 1 人で 24 人の平均年齢は 28.1 歳。専攻分野別では、文系 4 人、理系 8 人、生命系 13 人。在籍身分別では、大学院レベルが 24 人（博士課程 16 人、修士課程 5 人、研究生 3 人）、学部生 1 人。出身地域は、東アジア 11 人、中東とアフリカ各 4 人、中南米 3 人、欧州 2 人、東南アジア 1 人。経費身分別では、国費 11 人、私費 13 人（外国政府派遣 1 人、自費 11 人）、不詳 1 人。

10 回以上対応した 6 件の概要は次のとおりである。

①指導教員との折り合いが悪く、留学生の性格にも多少の問題があり、当該部局長から指導教員に対して、そうした点に配慮した研究指導をするようにとのアドバイスもあり、無事に学位を取得することができた。(76 回対応)

②異文化不適應がひどく、研究室になじめず、精神的不調をきたしたため、退学した。(30 回対応)

③自己主張が激しく、指導教員とのコミュニケーションが十分でなく、様々な不満を訴えたが、無事に学位を取得することができた。(25 回対応)

④指導教員及び関係者とも面談を重ねて対応した。結局、留学生は新しい指導教員のもとで研究することになり、学位を取得することができた。(20 回対応)

⑤日本語も英語もできず、指導教員とコミュニケーションがとれなかった。日本語が上達せず、大学院に入学できず、就職した。(17 回対応)

⑥留学生自身の努力不足に加えて、途中で指導教員が退職した。新指導教員が退学を迫ったが、双方が歩み寄り、在籍期間を半年延長し、学位を取得した。(16 回対応)

4.3.4 アカハラ事案(4)：アカハラに該当しない 12 件

12 件の事案に延べ 275 回対応した。10 回以上対応した 6 件の概要は次のとおりである。いずれも指導教員側ではなく、留学生自身に問題があったケースである。

①学位を取得できないのは指導教員が妨害しているせいだと主張し、指導教員の名誉を棄損する発言を繰り返した。筆者を含めた複数の関係者が精神科の受診を勧めたが、拒否した。(82 回対応)

②指導教員の変更を求めてきたが、明らかに言動が正常ではなかった。学位取得の見込みがなく、入管がビザ更新を許可せず、アパートに荷物を放置したまま帰国した。(39 回対応)

③被害妄想がひどく、指導教員や研究室スタッフからいじめを受けていると警察や大使館に通報したため、その対応に追われた。指導教員の指導に従わず、学位を取得できないまま帰国した。(37 回対応)

④学位を取得できないのは指導教員の指導が悪いためだと主張し、ゼミにも参加しない。学位取得の見込みがなく、入管がビザ更新を許可せず、退学し帰国した。(24 回対応)

⑤来日直後から異文化不適應が深刻で、「うつ」になった。指導教員が厳しいことに加えて専門分野に興味がないため、文系の大学院へ変わりたいと希望したが、日本語ができず、来日後わずか半年で帰国した。(18 回対応)

⑥大学院に合格できないのは指導教員のアカハラのせいだと主張した。実際には不

真面目な研究態度に原因があり、結局、某私立大学大学院へ進学した。(11 回対応)

4.4 その他のハラスメント事案

その他のハラスメント事案 18 件の内訳は、(1)金銭トラブル 8 件、(2)暴力を伴うケンカ 5 件、(3)誹謗中傷・名誉棄損 2 件、(4)外国人差別 2 件、(5)家庭内暴力 1 件であった。これら 18 件に延べ 216 回の対応を行い、うち 7 件に 10 回以上対応した。

金銭トラブル 8 件のうち、5 件が留学生同士、3 件が留学生と市民のトラブルであった。また、6 件は被害者が留学生であり、他の 2 件は被害者が市民である。(1)の中の 4 件は金を借りた側が同一留学生 A さんであり、そのうちの 1 件については未返済のまま帰国した⁽⁶⁾。

暴力行為を伴うケンカ 5 件は、留学生同士 3 件、留学生が加害者で日本人学生が被害者 2 件であった。留学生同士のケンカ 3 件は学内で発生したため、留学生相談室が全面的に対応し、加害者に嚴重注意を行い、被害者に対して謝罪をさせ、両者を引き離すなどの措置を講じた。留学生が加害者で日本人学生が被害者となったケンカ 2 件は学外で発生し、警察が傷害事件として処理したため、加害者は停学処分と部局長嚴重注意処分となった。停学処分となった留学生の傷害事件では、留学生自身は言うまでもなく、留学生の所属部局関係者、被害者である日本人学生、その両親及びその所属部局関係者、大学上層部、警察などにも対応した。ちなみに、被害者の両親に対してだけでも 23 回の対応を行った。

誹謗中傷・名誉棄損 2 件は、同性同士のトラブルであり、本学の留学生同士及び本学の留学生に対する他大学留学生によるものが発生した。外国人差別 2 件については、相手側が謝罪し解決したものと事態を見守ることにしたものとがある。

家庭内暴力に関しては、留学生支援に関わる市民の全面的な協力を得て解決に至った。

これら 18 件のうち、10 回以上対応したのは次の 7 件である。

- ①留学生による日本人学生に対する傷害事件で、加害者の留学生は停学処分となった。(86 回対応)
- ②留学生に対する他大学留学生による名誉棄損であり、他大学教員と連携して対応し、加害者が謝罪文を提出して決着した。(22 回対応)
- ③留学生による日本人学生に対する傷害事件で、留学生は部局長嚴重注意処分となった。留学生は被害者に対して高額の賠償金を支払った。(18 回対応)
- ④留学生同士の暴力を伴うケンカ、加害者が謝罪して解決した。(14 回対応)
- ⑤留学生同士の金銭貸借トラブル、返済した。(14 回対応)
- ⑥留学生同士の金銭貸借トラブル、返済した。(10 回対応)

⑦留学生が市民に対して度重なる金の無心をしたため、当該研究室で嚴重注意し、解決した。(10 回対応)

5. 考察

5.1 全般的な考察

本稿では留学生相談室＝筆者が関与したハラスメント事案に関して、全般的な分析を行い、個別事例を詳述することは避けた。これは、ハラスメント事案に関わった留学生及び関係者のプライバシーを守るためである。ハラスメント事案 114 件(延べ 115 件)は、岡山大学のハラスメントの定義に従うと 3 つの類型に分けられる。すなわち、セクハラ、アカハラ、その他である。

セクハラ事案 23 件のうち、留学生が被害者となった事案が 18 件、留学生が加害者となった事案が 12 件あり、この中で双方に留学生が含まれる事案は 8 件存在する。この 8 件の中には、男女関係のもつれが原因であり、必ずしもセクハラ加害者として訴えられた男子留学生に非があるとは判断できなかった事案も 1 件含まれる。また、「性」に対する伝統文化の違いから生じたトラブルで身の危険を感じて 110 番通報をした男子留学生がおり、筆者は相手の女子留学生と面談し仲裁した。

アカハラ事案として留学生相談室に持ち込まれた 74 件は大きく 3 つに分類できる。すなわち、(1)アカハラに該当する事案 37 件、(2)アカハラに該当するかどうか判断のつかない事案 25 件、(3)アカハラに該当しない事案 12 件である。(1)～(3)いずれにおいても、指導教員に対する苦情が多く、全体の 8 割以上を占める。(1)のアカハラ該当事案では、「指導教員が厳しい」と訴えたケースは 1 件に過ぎないが、「指導放棄」は 12 件である。これに対して(2)の判断のつかない事案では、「指導教員が厳しい」が 15 件で、「指導放棄」は 1 件に過ぎない。(3)のアカハラに該当しない事案では、「指導教員が厳しい」が 9 件に対して「指導放棄」は 1 件であり、(2)の特徴に共通している。ちなみに、(2)は生命系の留学生が 5 割強を占めている点が特徴的である。理系・生命系では「指導が厳しい」傾向が、文系では「指導放棄」の傾向が強かった⁽⁷⁾。また、うつ症状や不眠症などの精神的な不調が見られた事案が 74 件中 18 件あり、そのうちの半数は保健管理センター、大学病院、外部のクリニックへ通院中或いは通院歴があることが確認された。精神的に変調をきたしている留学生に対して、何の配慮もなしに厳しい指導を行う、或いは十分な指導をしないまま放置するケースが明らかになり、研究室内におけるコミュニケーション不足が痛感された。

その他の事案 18 件では、金銭貸借トラブル 8 件及び暴力事件 5 件が目につく。学外で発生した暴力事件 2 件は、いずれも留学生が加害者で本学に在籍する日本人学生が被害者であったことから筆者は加害者と被害者の双方への対応を迫られた。そのうちの 1 件では、当該事案終結後も数年に渡って別途の対応を余儀なくされた。

5.2 類型別解決率に関する考察

次に留学生相談室へハラスメント事案として持ち込まれた延べ115件について、類型別の解決率について考察してみよう。

セクハラ事案23件21件は解決に至った。残りの1件は被害者及びその関係者が問題の表面化を恐れてセクハラ事案としての正式な対応を希望しなかったため、話を聞くだけで終わった。また、他の1件は本学入学前の出来事であり、十分な対応ができなかった。解決した21件中、筆者・当該部局長・事務職員・学生相談室・警察などの連携で解決したものが10件、加害者に対する筆者の警告で解決したものが6件、筆者のアドバイスに基づいて被害者が自力で解決したものが3件、大学による正式処分で解決したものが2件存在した。

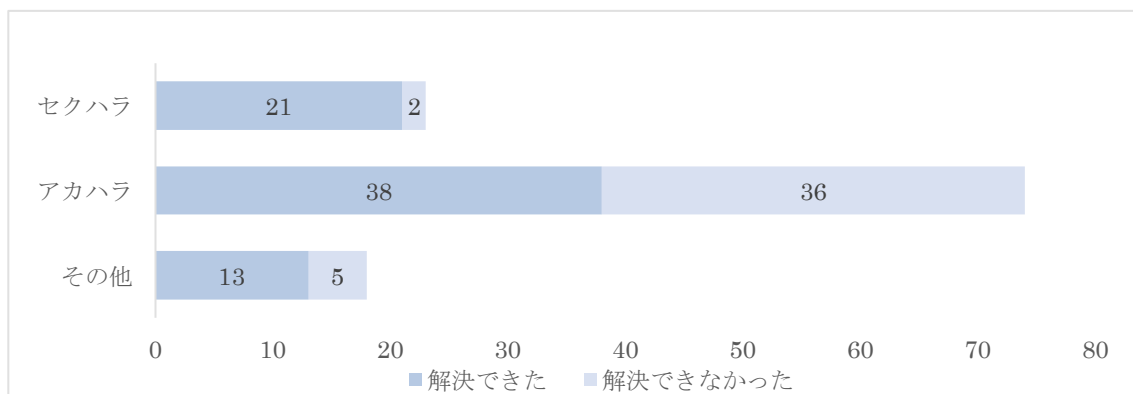


図2 解決できたか：全体 (N=115)

アカハラ事案として相談を受けた74件については、5割強に当たる38件が解決しただけである。その中で、アカハラに該当する事案37件については、約8割の30件を解決することができたが、アカハラかどうか判断がつかない事案25件については、3割弱の7件のみが解決に至った。相談に訪れた留学生が指導教員をはじめとする所属部局関係者には内密にして欲しいと希望した事案が25件の約7割を占めたため、関連情報の収集ができず、こうした事案では被害を訴えた留学生に対して指導教員や研究室スタッフとのコミュニケーションを十分にとるように、とアドバイスするしかなかった。アカハラに該当しない事案12件については、わずか1件が解決しただけである。半数の6件で10回以上の対応を余儀なくされ、対応に苦慮した事案が4件存在した。

その他の事案18件に関しては、7割強の13件が解決した。

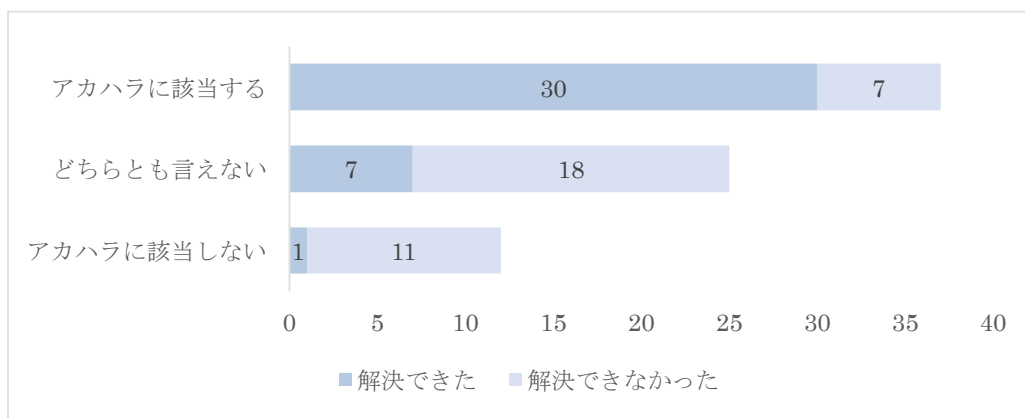


図3 解決できたか：アカハラ（N=74）

5.3 今後の課題

セクハラ事案のうち、留学生が被害者になったものが8割弱を占めるが、逆に留学生が加害者になったものも5割強存在するという本稿の検証結果は看過できない事実である。セクハラに関して、留学生は被害者にも加害者にもなりうるため、新入留学生対象の生活オリエンテーションなどの場において、これまで以上に注意を喚起する必要がある。

アカハラの訴えのあった74件のうち25件はアカハラかどうか判断のつかない事案であり、その多くは留学生と指導教員・研究室スタッフとの間に十分なコミュニケーションがあれば発生しなかったと推察される。特に双方が母語ではない英語を用いて意思疎通を図る場合、コミュニケーションギャップが生じないように、指導教員をはじめとする研究室スタッフが丁寧な対応を心掛けなければならない。つまり、教員側の異文化理解能力とコミュニケーション能力を高める必要がある。

また、センターに留学生相談を主要業務とする専任教員の配置が難しい現状では、筆者が過去に行ってきたような、時間をかけた対応は望めない上に、本稿で明らかにしたようなハラスメント事案が顕在化することなく、見過ごされてしまう可能性もある。こうした事態を避けるため、将来的には、グローバル・パートナーズの留学生受入れ担当教員・事務職員、保健管理センターの精神科医・臨床心理士、ハラスメント防止対策室の専任相談員、学生相談室の学生相談員、L-Café 担当教員などが連携・協力して、一丸となって問題に対処できるような仕組み作りが必要である。

6. おわりに

本稿では1999年度後半から2015年度にかけて、留学生相談室が関与した114件（延べ115件）を整理・分析した。アカハラの訴えのあった事案が全体の65%、セクハラが20%、その他が16%を占める。

筆者が対応に苦勞したのはアカハラ関連の事案である。アカハラを訴えた留学生 74 人のうち 18 人が精神的な変調をきたしていた。指導教員或いは研究室スタッフとの人間関係が主要な原因であり、留学生が「うつ症状」や「不眠症」を発症するほどの厳しい指導、或いはその逆の指導放棄が見られた。アカハラの訴えはあったが、明らかにアカハラに該当しない 12 件の場合、訴えた留学生側に問題があると判断された。そのうちの 4 件では、筆者は指導教員と連携協力して対応を重ねたが、留学生が一方的に自己主張を繰り返すばかりで、筆者のアドバイスに耳を貸そうとはせず、これらの留学生に対して日常的な研究指導を行っている指導教員の苦勞を垣間見ることができた。

114 件の事案のうちアカハラに該当しない 12 件及び疑わしい 25 件を考慮すると、77 件～102 件が本稿の検証期間である 16 年半の間に発生し、且つ、留学生相談室に持ち込まれたハラスメント該当事案である。平均すると年間発生件数は 4.7 件～6.2 件である。この期間内に岡山大学には概ね 500 人余りの留学生が在籍しており、年間 5、6 件は在籍留学生の約 1%に相当する。この 1%という数値が大きいのか小さいか、筆者には判断し難い。

注

(1)岡山大学公式ホームページ参照。

(2)筆者は、1999 年 11 月～2014 年 3 月までセンター所属の留学生指導担当教員（定員 1 名）＝留学生相談室担当専任教員として、2014 年 4 月以降は留学生相談室担当特任教員（相談員）として勤務している。

(3)本稿では便宜上、修士課程及び博士前期課程を「修士課程」、博士課程及び博士後期課程を「博士課程」と表記する。

(4)元指導教員 1 人を含む。

(5)修士課程に在籍する留学生に対する博士課程在籍日本人大学院生（同性）によるいじめである。

(6)A さんへの対応過程で、他大学の留学生、教員、市民にも借金があることが判明したが、これらの被害者からは留学生相談室へ苦情が持ち込まれなかったため、本稿の事案には含めなかった。なお、本稿にはアルバイト賃金不払いに関わる金銭トラブルは含めない。

(7)「指導教員が厳しい」と「指導放棄」の件数は、文系 6 : 9、理系 11 : 4、生命系 8 : 1 であった。

参考文献

JAISE 留学生相談指導事例集編集委員会（編）（2013）『JAISE 留学生相談指導事例集』留学生教育学会

岡益巳（2012）「EPOK 受入れ学生の諸問題－留学生相談室の記録から－」『大学教育研究紀要』第 8 号、pp.11-28.

岡益巳（2014a）「留学生の危機対応をテーマとした教職員向け研修のあり方－岡山大学における実践を基に－」『広島大学国際センター紀要』第 4 号、pp.29-43.

岡益巳（2014b）「留学生相談－長期にわたったケースに関する研究－」『広島大学留学生教育』第 18 号、pp.42-56.

岡益巳（2016）「岡山大学に在籍する留学生が遭遇した好ましくない人物・団体－留学生相談室が関与